

イベント参加車両に対して早朝の特別街頭検査を実施 不正改造車6台に整備命令書を交付

自動車技術総合機構中国検査部及び福山事務所は、中国運輸局広島運輸支局及び同福山自動車検査登録事務所、広島県警察本部及び同世羅警察署と連携し不正改造車を排除するため、特別街頭検査を実施しました。

その結果、計7台の車両を検査し、回転部分の突出や側面ガラスへの着色フィルムの貼付等の不正改造があった計6台に対し、広島運輸支局より整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

引き続き、街頭検査の実施などを通じて不正改造車の排除に取り組んでまいります。

- ◎実施場所 広島県世羅郡世羅町内 一般道
- ◎実施日時 令和4年11月27日(日) 8:00 ~ 11:30
- ◎検査実施車両台数 7台
- ◎整備命令書交付台数 6台



お問い合わせ先
〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル 4階
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課
電話 03-5363-3441(代表)
FAX 03-5363-3347